

エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version 1.7」認定基準の一部改定について

1. 改定内容

エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version 1.7」の「K-3.その他の道路用材」における再生材料の配合率について、以下のとおり軽微な改定を行う。

4-1-3.個別製品に関する基準

K. 道路用材

K-3. その他の道路用材

(68)製品は、表8に示す「再生材料」を基準配合率以上使用していること。且つ、再生材料の配合率が製品質量全体の50%以上であること。コンクリート部分に使用する再生材料の算出方法は、①コンクリート部分質量に対するコンクリート部分の再生材料の合計質量、②骨材合計質量に対する骨材中の再生材料の合計質量、または、③セメントおよび混和材の合計質量に対するセメントおよび混和材中の再生材料の合計質量のいずれかとする。

ただし、再生ゴムを主材料とする製品は、再生材料の配合率が製品質量全体の20%以上であること。

JIS K6735「プラスチック・ポリカーボネイト板・タイプ、寸法及び特性」に規定されるプラスチックを主材料とする遮音壁は、構造体を除くプラスチック部分に、表8に示す「再生材料」を基準配合率以上使用していること。ただし、JIS K7361-1「プラスチック－透明材料の全光線透過率の試験方法－第1部：シングルビーム法」に規定される透明プラスチックを使用する遮音壁は、プラスチック部分のポストコンシューマー材料の配合率が10%以上であること。

表 8 道路用材に使用できる再生材料

再生材料		基準配合率(質量%)
対象「骨材」の基準C. (15)を満たす骨材 対象「セメント」の基準D. (19)～(20)を満たすセメント 対象「コンクリート混和材」の基準E. (24)を満たす混和材		$\frac{\text{コンクリート中の再生材料質量}}{\text{コンクリート質量}} \times 100 \geq 50$
対象「骨材」の基準C. (15)を満たす骨材		$\frac{\text{骨材中の再生材料合計質量}}{\text{骨材質量}} \times 100 \geq 50$
対象「セメント」の基準D. (19)～(20)を満たすセメント 対象「コンクリート混和材」の基準E. (24)を満たす混和材		$\frac{\text{セメントおよび混和材中の再生材料の合計質量}}{\text{セメント質量} + \text{混和材質量}} \times 100 \geq 50$
再生プラスチック	再生プラスチック/全プラスチック×100≥70[60]	
ガラスカレット	ガラスカレット/全ガラス材料×100=100	
再・未利用木材	(間伐材・小径材+廃木材+低位利用木材)/全木質材料×100=100	
再生ゴム	再生ゴム/全ゴム×100≥30	

注1) 木質部分の質量%は、気乾状態*¹または製品を 20±2℃、湿度 65%±5%で恒

量*²に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

*¹:通風のよい室内に7日間以上放置したものをいう。

*²:24時間毎の質量を測定し、その変化率が0.1%以下になったものをいう。

注2) 再生プラスチックは、再生ポリマとバージンポリマとの複合使用を認める。原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなるプラスチックの質量割合が、表中の[]内の条件を満たすことによい。

【証明方法】

供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率をそれぞれエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。

2. 改定予定日:2007年10月5日

別表 4 環境情報表示（変更部分の抜粋）

対 象 製 品	環 境 情 報 表 示	表 示
<p>上記以外の再生材料を使用した対象製品</p> <p><u>パターン 1</u> …再生材料配合率を計算する分母を製品全体とするもの</p>	<p>（下段表示）</p> <p>再生材料を使用 〇% 粗骨材、セメント</p> <p>または</p> <p>再生材料を使用 〇%以上 粗骨材、セメント</p> <p>*使用した再生材料名、〇にその配合率を記載すること。 *使用した再生材料が複数種類の場合は、配合率の多い順に上位 2 種類を記載し、〇には再生材料の合計の配合率を記載すること。 *同一商品区分内で該当再生材料の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。</p>	 
<p><u>パターン 2</u> …再生材料配合率を計算する分母を認定基準で定める材料区分とするもの</p>	<p>（下段表示）</p> <p>△△中に 再生材料を使用 〇%</p> <p>または</p> <p>△△中に 再生材料を使用 〇%以上</p> <p>*△△は、配合率の算出にあたって分母とした材料区分の名称を記載すること。 *〇には再生材料の配合率を記載すること。 *同一商品区分内で該当再生材料の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。</p>	

以上